

# 北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」運用利用規定

## (目的)

第1条 この規定は、北空知地域医療介護確保推進協議会が、帝人ファーマ株式会社の多職種連携情報共有システム「バイタルリンク」を活用し構築する保健・医療・介護・福祉のICTネットワーク（以下「きたそらりんく」という。）において、安全かつ円滑な運用を図るとともに、在宅患者等の医療・介護情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

## (名称の定義)

第2条 「きたそらりんく」における名称の定義については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 運用管理者

S管理者及び管理者とする。

(2) S管理者

「きたそらりんく」全体の管理及び管理者の管理をするものとし、深川市立病院事務部地域連携室において事務を行う。

(3) 管理者

システム利用者及び患者・サービス利用者等を管理するものとし、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町の地域包括支援センター担当課において事務を行う。

(4) 施設管理者

「きたそらりんく」を利用する医療機関・事業所の管理者が担うものとし、事業所においてシステムの安全な管理・運用を行う。

(5) システム利用者

運用管理者の承認を得て「きたそらりんく」のシステムを利用する医療機関・事業所の医療・介護関係者、スタッフなどの職員

(6) 患者・サービス利用者

運用管理者が管理対象とする患者、介護・福祉サービス利用者（以下「患者等」という。）

## (運用管理者の業務)

第3条 運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) システムの利用及び患者等の登録（新規・変更・中止）申請書の受付・受理・決定並びに個人情報取り扱い同意書の管理

(2) アカウントの発行（変更・中止）手続き及び通知

(3) システム使用環境の整備

(4) データベース管理（システム利用者の入力情報整理、患者等情報の入力・情報整理等）

(5) 患者等又はシステム利用者に対しての相談対応（問い合わせ窓口の設置）

## (施設管理者の責務)

第4条 施設管理者は、運用管理者から付与されたアカウントを管理し、事業所において「きたそらりんく」が適切に使用されているか管理するものとする。

2 施設管理者は、事業所において不適切な使用が発生した場合は、運用管理者へ報告し、改善する義務を負う。

## (システム利用者の責務)

第5条 システム利用者が「きたそらりんく」を使用するに際しては、本規定のほか「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報の法令等を遵守し、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（厚生労働省（平成29年4月14日））」等の関係通知に基づく適切な取り扱いをしなければならない。

2 システム利用者は、「きたそらりんく」を通じて入手した医療・介護等情報については、適正な使用に努めるとともに、診療、説明及び閲覧目的以外に使用してはならない。

3 システム利用者は、「きたそらりんく」に接続する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新する、端末機等から離れる際はログアウトするなど、適切なセキュリティ対

策に努めなければならない。

- 4 携帯用端末（ノートパソコン、タブレット、スマートフォン端末等）で「きたそらりんく」に接続する場合には、端末の紛失・盗難に十分な配慮を心がけるとともに、必ずパスワード認証を設定しなければならない。
- 5 システム利用者アカウント及びパスワードは、自らの責任において厳重に管理することとし、システム利用者アカウント及びパスワードを他者に知られたとき、又はそのおそれのあるときは、直ちに運用管理者への報告を行い、必要な指示を受けること。
- 6 セキュリティ対策のため必要がある場合は、「きたそらりんく」使用時に発生した全ての事象について、運用管理者へ報告すること。
- 7 各入出力帳票の保管及び破棄に当たっては、医療・介護等情報の保護に細心の注意を払うこと。
- 8 医療・介護等情報が表示されている画面、出力帳票又は個人情報データを、許可なく外部に持ち出し、又は第三者に開示してはならない。
- 9 システム利用者が、退職及び異動した場合は、ただちに施設管理者を通じ運用管理者に届けること。

（端末機等の管理）

第6条 施設管理者及びシステム利用者は、「きたそらりんく」にアクセスする端末及び施設内ネットワークを適正に管理し、円滑な運営に支障を及ぼさないよう次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 端末の記憶装置内に格納（インストール）されているプログラム（以下「プログラム」という。）を改変しないこと。
- (2) プログラムの使用条件を遵守すること。
- (3) 端末機等の環境設定を変更しないこと。
- (4) 業務上、やむを得ず端末設定の変更を要する場合は、運用管理者に対して端末設定の変更を申し出ること。

（真正性の確保）

第7条 システム利用者は、「きたそらりんく」への診療情報等を含む医療・介護等情報の作成及び保存に際して、十分に入力内容が正しいことの確認を行うとともに、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する作成責任を負う。

（医療・介護等情報の使用と患者等同意）

第8条 運用管理者が管理対象とする、患者等の医療・介護等情報は、「きたそらりんく」を介して送受信される全ての個人情報とする。

- 2 「きたそらりんく」を使用して情報を共有する場合は、患者等の同意書がなければならない。
- 3 システム利用者が医療・介護等情報を「きたそらりんく」で使用できるのは、医療・介護等情報の使用に関し患者等から同意があった場合に限るものとする。ただし、救急搬送の場合等の緊急の場合には、患者等の同意を得ていない場合であっても「きたそらりんく」参加事業所であれば医療情報等を閲覧・使用することができるものとする。
- 4 前項の医療・介護等情報を使用できるのは、患者等から撤回の届けがあるまで有効とする。

（医療・介護等情報の取り扱い）

第9条 「きたそらりんく」で取得した医療・介護等情報の取り扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として閲覧しているシステム利用者及び事業所に責任の所在が帰属する。
- (2) 「きたそらりんく」で取得した医療・介護等情報は、各医療機関・事業所で扱う他の個人情報と同様であるという認識を持ち、慎重に扱わなければならない。
- (3) 「きたそらりんく」で取得した医療・介護等情報は、患者等又はその家族に説明用として紙で渡したり、学術目的で使用する場合は、患者等又はその家族に別途同意を得たうえ、匿名化を条件に使用することができる。

（通信内容の削除）

第10条 通信内容について次の各号に該当する場合、運用管理者は内容の削除を行うものとする。

- (1) 通信内容にシステム利用者及び患者等相互の信頼関係を失墜される恐れがあるとき。
- (2) 法令等の各条項に違反したとき。

(運用利用規定の変更)

第11条 この運用利用規定の変更は、北空知地域医療介護確保推進協議会運営会議の承認を得るものとする。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、北空知地域医療介護確保推進協議会運営会議において定めるものとする。ただし、緊急その他、運用管理者が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この規定は、令和2年10月1日から施行する。